

看護師による「特定行為」実施と研修へのご理解のお願い (包括同意について)

当センターでは、より質の高い医療を提供するため、厚生労働省の指定を受け「看護師の特定行為研修」を実施しております。

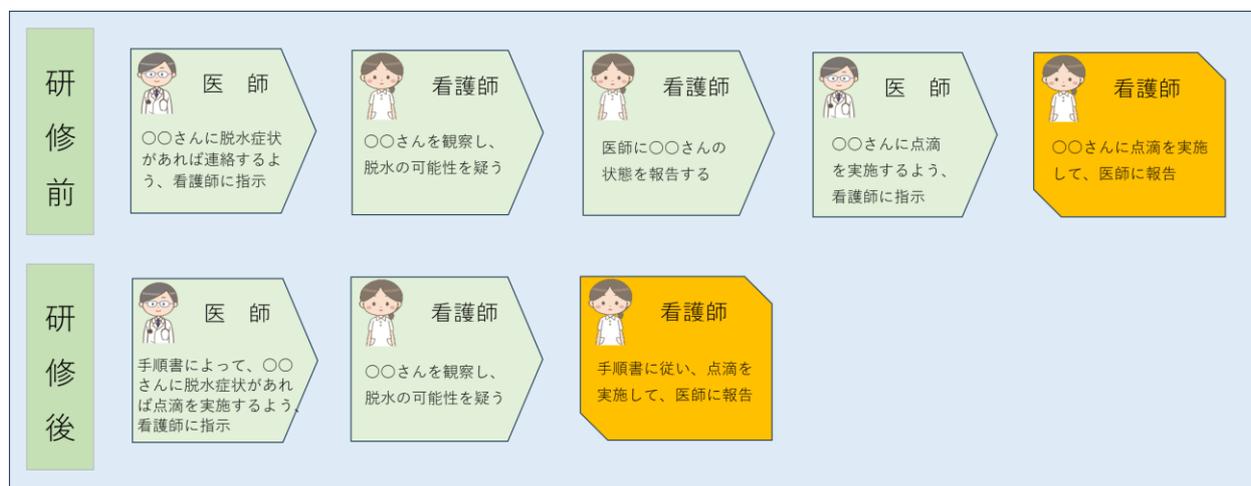
令和8年度からは、この研修を修了した看護師が、あらかじめ作成した手順書に基づき、医師の一定の診療の補助（特定行為）を行います。

■ 特定行為とは

医師の指示に基づき作成された手順書に沿って、所定の研修を修了した看護師が行う診療行為です。これにより、次のことが可能になります。

- 医師の到着を待たずに、緊急の処置を迅速に行うことが可能となる
- 利用者さんの状態に応じた特定の処置を、より円滑に行うことが可能となる

<イメージ図>



■ 研修の実習について

この研修では、指導医師立会いのもと、実際の病棟において実習を行います。

実習で行うことができる医療行為は、医学的に十分な安全性があると厚生労働省により認められた「特定行為」に限定されています。

当センターでは、以下の4科目の実習を行います。

区分名	内容
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正

■ 安全面について

安全を最優先に、以下の体制で実施いたします。

- 実習は、必ず指導医師の立会いのもとで行います
- 実務経験5年以上の看護師のみを対象としています
- 250時間以上の事前研修を修了しています
- シミュレーター等による実技試験に合格した者のみが実習に参加します

本研修は、通常の看護師よりも更に専門的な知識及び高度な臨床実践能力を学ぶ研修です。この実習によって、利用者さんが受ける医療の質が低下することはありません。

■ 包括同意について（重要）

本書面をもって、「特定行為研修の臨床実習」及び「研修修了後の特定行為の実施」についてのご説明及び同意をいただいたものとさせていただきます。

この場合、特別な手続きは不要です。

- 不同意の場合のみ、窓口へお申し出ください（所定の書類をお送りします）
- 後日、不同意へ変更することも可能です

この方式は「包括同意」と呼ばれ、多くの医療機関で採用されている同意方法です。

■ 不同意の場合の取り扱いについて

- 1 不同意の場合は、当該利用者さんに対しては、特定行為及び実習を実施いたしません。
- 2 必要な処置が生じた際には、これまでどおり、医師の到着または個別の指示を待って対応することとなります。
- 3 状況によっては、処置までに時間を要する場合があります、利用者さん自身にとって不利益となることがあります。
- 4 本取り組みは、この待ち時間を可能な限り減らし、利用者さんにとって、より迅速かつ安全な医療を提供することを目的としています。

なお、不同意を理由として、処遇に不利益が生じることは一切ありません。しかし、迅速な処置などが遅れることによる医療面での不利益を回避することができない場合がありますので、ご理解ください。

本取り組みの趣旨をご理解いただき、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年2月18日
仙台エコー医療療育センター
院長 天江 新太郎

【お問い合わせ先】

仙台エコー医療療育センター 看護療育部
TEL：022-394-7711（代表）